

要約筆記者とは

要約筆記者養成講座を修了し、全国統一要約筆記者認定試験に合格して県に登録した者であり、その他活動可能な市町等に登録することによって、依頼を受けて地域における要約筆記活動をする者をいう。

全国統一要約筆記者認定試験は、一般社団法人要約筆記者認定協会より（行政または試験実施団体が）試験問題等の提供を受けて実施。福井県においては社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会が県から委託を受けて養成講座と試験を実施している。

※要約筆記者養成は、障害者総合支援法に基づき、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業として都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業となっている。要約筆記者派遣事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業となっている。（令和5年4月1日現在）